

「北九州市働く世代の健康づくり推進会議」開催要綱

(目的)

第1条 健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項で定める本市の健康増進計画である「第三次北九州市健康づくり推進プラン」に基づき、『地域保健』及び『職域保健』を推進する関係団体で、就労世代の健康課題及び取組みを共有し、保健サービスを相互に有効活用することで生涯を通じた健康づくりに取り組むため、「北九州市働く世代の健康づくり推進会議」(以下、「会議」という。)を開催する。

(構成員)

第2条 協議会は構成員20人以内で組織する。

2 構成員は、『地域保健』及び『職域保健』を推進する関係団体及びその関係者の中から市長が委嘱した者をもって構成する。

3 構成員が欠けた場合は補欠構成員を置くことができる。

(任期)

第3条 構成員の任期は、委嘱の日から3年とする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、前任者の残任期期間とする。

(解任)

第4条 市長は、構成員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

(1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者であることが判明した場合

(2)その他構成員であることが不相当と市長が認めた場合

(部会)

第5条 会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属するべき構成員は、事務局が指名する。

(会議の公開等)

第6条 会議は原則として非公開とする。

(招集)

第7条 会議及び部会は、必要に応じて事務局が招集する。

(意見の聴取)

第8条 会議及び部会は、必要に応じて関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

(責務)

第9条 構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(事務局)

第10条 会議の運営及び事務処理を務める事務局を北九州市保健福祉局健康医療部健康推進課に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、事務局が定める。

付 則

1 この要綱は、令和6年6月17日から施行する。